

福島県双葉郡教育復興ビジョン推進計画書

平成 26 年 ~~8~~月版—構成 (案)

平成 26 年 ~~8~~月 ~~12~~—~~30~~日

○ 【カッコ】内は担当 WG を記載

~~各項目の粗方のスケジュールを明確にするために、別途ロードマップを記載する。~~

目次

1. 総論

2. ふるさと創造学の実施 ～双葉郡の復興や持続可能な地域づくりに貢献し、
全国や世界で活躍できる人材を育成 【WG①、WG②】

3. 人材育成と地域復興の相乗効果の実現

3-1. ふるさと創造学発表会 【WG③、WG①、WG②】

3-2. 中高一貫校へのコミュニティ復興の拠点となる施設の併設 【WG②】

4. 具体的実現方策

4-1. 中高一貫校の設置 ※取扱い要検討

4-2. 各町村の学校での相互受入 【WG①】

4-3. 学習支援の実施 【WG③】

4-4. 教職員研修の実施 【WG①】

5. 地域総がかりでの教育復興の推進

5-1. 学校支援組織の立ち上げ

5-2. 大学との連携 【WG②】

5-3. 外部の各主体との連携 【WG②】

5-4. 事務局体制の整備 【WG②】

6. 取組を促進するための各種施策

6-1. 子供未来会議の開催 【WG?】

6-2. 情報発信の強化 【WG③】

1. 総論

※ 総論を別途記載

2. ふるさと創造学の実施 ～双葉郡の復興や持続可能な地域づくりに貢献し、全国や世界で活躍できる人材を育成 【WG①、WG②】

- 双葉郡教育復興ビジョンが掲げる人材育成（復興や持続可能な地域づくりに貢献し、全国や世界で貢献できる人材を育成）と、地域復興（子供たちの実践的な学びで地域を活性化し、新たな産業の創造やコミュニティの活性化につなげる）の相乗効果の創出を目指し、平成26年度から双葉郡内の小学校・中学校・高等学校で、ふるさとや復興に関する課題解決学習『ふるさと創造学』に着手する。【ふるさと創造学資料別添】
- 『ふるさと創造学』では、特に「ふるさと創造力、文化・伝統理解（ふるさとに生まれた誇りと、文化や伝統を大切に作る姿勢を持ち、ふるさとの魅力を伸ばせる力）」「ふるさと表現力、ふるさと発信力（被災の経験や復興についての提言を次世代や国内外に伝える表現力、発信力）」の育成を重視して取り組むこととする。
- 『ふるさと創造学』においては、①ふるさと双葉郡の伝統文化や、復興の課題、復興に向けて力を尽くす国内外の人に触れること、②自らの生き方とふるさとの未来を重ね合わせて考えること、③実践的な課題解決型の学習（アクティブラーニング）で実践力をつちかうことを柱とする。
- 郡内各校の総合的な学習の時間で共通して『ふるさと創造学』に取り組むことから始め、各教科等教育課程全体を見通して実践する。
- 『ふるさと創造学』においては、具体的には、ふるさとの伝統文化の継承、復興に関する提言の検討、震災と原発事故の記憶の継承と発信、新たな産業の創造などに関わる実践的学習や、双葉郡生徒会サミットの開催、郡内小中学校間や地域と往訪しての実践的プロジェクト学習を行う。取組に際しては、各校や子供たちの実態を踏まえつつ、自校化した内容で取組を進めることとする。
- 双葉郡の教育復興を応援する各界の有志による「ふたばの教育復興応援団」や、企業やNPO等からの外部講師と連携し、双葉郡の課題と向き合う実践的な人材育成を進める。
- 島根県海士町等、地域再生教育の先進モデルを実施している学校との交流を行い、子供たちの参画による全国・世界を見据えた地域復興の取組を推進する。
- 放課後等の課外の時間でも、子供たちが自らの夢を見いだすと共に、さらに学びを深められるよう、単なる補習教室にとどまらない『ふるさと創造学』のアクティブラーニングを推進する。

3. 人材育成と地域復興の相乗効果の実現

3-1. ふるさと創造学発表会 【WG③、WG①、WG②】

○ 人材育成と地域復興の相乗効果の創出につなげるために、地域や避難児童生徒等も参加する形で「ふるさと創造学」の取組発表と、交流の機会を継続的に設定する。

○ 郡内の小中学校が取り組む「ふるさと創造学」の発表会を、高校とも連携しながら、地域とも協働する形で行い、ビジョンの目指す教育内容を体現するとともに、平成27年度に開校する中高一貫校の教育内容の具体像への理解を広げる機会ともしていく。また、夏祭り、避難児童生徒との再会の集い、子供未来会議（対話を通じた意向調査と合意形成）、双葉郡郷土芸能祭等の要素も盛り込み、人材育成と地域復興の相乗効果の創出につなげる。

○

○ 県外に避難している子供たちを含めた双葉郡の児童・生徒にふるさと復興への力強い槌音の高まりを届けるとともに、「ふるさとへの想い」が断ち切れることのないように本協議会の機関誌を定期的に発行していく。また、「ふたばワールド」等の双葉地区のイベントを通して双葉郡の児童・生徒の再会再開の機会も模索していく。

○

○ 対象者と狙いに応じて、年~~三回~~二回程度の開催を計画する。具体的には、平成26年9月の「ふたばワールド」における中間発表と、平成26年12月～~~27年1月~~の間にふるさと創造学発表会を開催する。

3-2. 中高一貫校へのコミュニティ復興の拠点となる施設の併設

【WG②】

※ 記載内容別途協議

4. 具体的実現方策

4-1. 中高一貫校の設置

※ 記載内容別途協議取扱い要検討

4-2. 各町村の学校での相互受入 【WG①】

※ 各町村の学校での相互受入の状況を継続することを記載。

4-3. 学習支援の実施 【WG③】

○ 各町村の学習支援等実施状況を調査したところ、設置箇所が県内全域にわたって実施箇所が適度に分散している一方で、主催町村の子供たちのみをが参加対象としているために参加人数に偏りがあり、その効果を十分に発揮できていないというが少人数に留まっている実態が浮かび上がった。【資料別途添付】

○ 困難な状況にある双葉郡の子供たち子どもたちが明るい未来を切り開いていくためには、まずは希望する進路実現に向けた学力を身につけさせることが急務であり、そのための具体的学習支援策を講じていくこととする。に学力向上支援策としての学習支援も併せて行う。また、避難先にあつて諸事情から学習が遅れがちだったり、登校が出来なかったりする、学習が遅れがちな双葉郡の児童生徒の状況を少しでも改善し、を対象に、学習支援を行うことで状況の改善を図り、日々の生活が充実するような学習支援も併せて行う。と学習活動の改善・充実を目指す

○ そのため、各町村で連携して行う、区域外就学している子供たちも含めた郡内の子供たち向けも含めた郡内の子供たち向けの学習支援を各町村で連携して実施することとする。実施形態としては、①近隣各町村支援拠点での学習会への参加については、町村枠を越えて相互に受け入れることとし、学びの機会を保障するとともに学力の補充と意欲の向上を図る。また、今後は、②遠隔型学習支援（eラーニング等）や、③学習支援ボランティアの紹介等講師の派遣、④バウチャー発行（学習費補助）、の支援策を取り入れることも検討することとし、支援メニューの組み合わせにより相乗効果を狙う。⑤『ふるさと創造学』の1つとしての「夢ゼミ（仮）」の実施等の支援メニューを用意することで、福島県内の学習支援拠点に参加できる児童生徒の他、福島県外にいる児童生徒の学力保障並びに学力向上に資するものとする。なお、支援メニューの組み合わせにより相乗効果を狙う。今後、具体的実施計画を策定していく

○ その際、学力に加えて、『ふるさと創造学』の1つとして、子供たちが自らの夢を見いだすと共に、さらに学びを深められるよう各界の有志著名人で構成する「ふたばの教育復興応援団」や地域の人材等が講師となり、子供たちが自らの夢を見だし、さらに学び

1 を深めるアクティブラーニングの要素を盛り込んだ支援メニュー（「夢ゼミ（仮）」）も用
2 意する。等のアクティブラーニングの取組も盛り込んでいくこととする。「夢ゼミ（仮）」
3 への参加を通じて、①学習拠点を使用するきっかけづくり、②双葉郡内の話題・課題
4 をテーマに、郡内町村の枠を超えた越えた交流のきっかけづくりをしていくとともに、
5 「夢ゼミ」を③双葉郡独自の魅力ある教育の1つとして広く披露する機会としていく。
6 等の効果も生んでいく。また、県内外の参加者が、インターネット会議システム等を利用
7 して参加することも想定する。

8 ~~県外に避難している子供たちを含めた双葉郡の児童・生徒にふるさと復興への力強い槌~~
9 ~~音の高まりを届けるとともに、「ふるさとへの思い」が断ち切れることのないように本協~~
10 ~~議会の機関誌を定期的に発行していく。また、「ふたばワールド」等の双葉地区のイベン~~
11 ~~トを通して双葉郡の児童・生徒の再開の機会も模索していく。~~

- 12 —
- 13 ○ 平成 26 年度は、県内外の児童・生徒の学習会等への参加希望調査、各町村の学習会へ参
14 加、双葉郡独自教育の魅力（夢ゼミ）を体験する機会を設けていく。平成 27 年度以降は、
15 こうした取組を本格化していくこととする。

17 4－4. 教職員研修の実施 【WG①】

- 18 ○ 先行して取り組んでいるモデル校の教職員や、外部講師の協力を得て、ふるさと創造学
19 を担当する教職員の研修を継続的に実施する。
- 20 ○ 平成 ~~25 年 12 月~~～~~27~~26 年 1 月の間に、~~ふるさと創造学発表会を開催した際に、~~教職員に
21 よる対話を通じた「ふるさと創造学」のさらなる向上方策を議論する 双葉郡 子供未来会
22 議を開催する。

5. 地域総がかりでの教育復興の推進

5-1. 学校支援組織の立ち上げ 【WG②】

- 郡内の学校における『ふるさと創造学』の取組を促進するために、外部の専門家や地域等の各種連携団体のコーディネートを行い、一貫校の取組を支えつつ郡全体の取組を加速させる体制を整備する。
- 具体的には、各町村において学校支援組織（学校支援地域本部）を立ち上げる。また、各学校段階を通じて一貫した価値観の教育目標とカリキュラムによる教育を推進するために、町村間（横）と学校段階間（縦）の連携を促進し、全体のコーディネートを担うコアとなる学校支援組織（学校支援地域本部）も設置し、スーパーコーディネーターを配置する。コアとなる学校支援組織は、各町村の学校支援組織をサポートする。

5-2. 大学との連携 【WG②】

- 双葉郡の復興への課題を深く理解し各領域で町村の復興に協力している福島大学をはじめとした県内大学との間で、人材育成のビジョンを共有した上で連携を強化する。
- 大学の知見を生かし双葉郡の学校のカリキュラム策定で連携する。
- 特に、実践的課題解決学習（アクティブラーニング）については、福島大学と OECD が連携して取り組むイノバ~~バ~~ティブ・ラーニング・ラボラトリー（教育改革研究所）や、福島大学 COC（Center of Community）事業「ふくしま未来学」と連携した取組を進める。
- 大学教員を講師として双葉郡の学校へ派遣することを求める。また、教員養成課程や復興関連の研究を行う学生を、フィールドワークの一環で双葉郡の学校へ派遣することを求める。また、大学の専門的知見を生かした教員研修等を行うことを求める。
- 進学先として連携する大学に推薦枠等を設定し、思考力・応用力等を重視した選考基準への転換など、双葉郡の教育復興ビジョンとの連携や配慮を求める。

5-3. 外部の各主体との連携 【WG②】

- 双葉郡の復興と関連した教育を進めるために、企業やNPO等の復興に携わる民間団体や有識者等とも連携し、双葉郡の課題と向き合う実践的な人材育成を進める。具体的には、双葉郡の教育復興を応援する各界の有志による「ふたばの教育復興応援団」や、企業・NPO等からの外部講師や財政支援の受入れ等を進め、力強い取組を進める。
- 特に、産業復興を担う人材の育成の観点で「福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会」で検討されている新産業の推進企業とも連携した取組を進める。
- 企業やNPO等の民間団体の協力も得ながら、子供たちの夢の実現を支える奨学金等を設置する方策を検討する。【要検討】
- 平成26年度は、主に『ふるさと創造学』において各種団体との連携を先行して行うと共

1 に、平成 27 年度以降の連携内容を検討する各種団体へのヒアリング等を実施する。

2 5－4. 事務局体制の整備 【WG②】

- 3 ○ 各種取組を推進するための事務局「双葉郡教育復興事務局（仮）」を設置し、要員確保を
4 進める。
- 5 ○ 引き続き、全体のコーディネートを担うコアとなる学校支援組織（5－1. 学校支援組
6 織の立ち上げ）との関係の整理と、各種支援の受け皿ともなるための法人化の検討を行
7 う。
- 8 ○ 取組を推進するための関係者の協議合議の場「福島県双葉郡教育復興ビジョン推進協議
9 会」を継続的に開催し、関係機関等との連携を強化する。また、テーマ別のワーキング
10 グループを設ける。協議合議の場においては、専門的知見を有する有識者を招聘し、全
11 国の叡智を結集した取組につなげる。

1 **6. 取組を促進するための各種施策**

2 **6-1. 子供未来会議の開催 【WG?】**

- 3 ○ これまでに8回の「福島県双葉郡子供未来会議」を開催し、子供たちや保護者の意見聴
4 取と理解促進を進め、ビジョンの具体化の協議に反映させることができた。
5 ○ 今後の双葉郡子供未来会議は、中高一貫校の校名の決定等、より具体的な検討事項と関
6 連した意見募集・PR（理解促進や生徒募集）の機会として実施することが考えられる。
7 また、立地に特化した会議の実施も考えられる。

8
9 **6-2. 情報発信の強化 【WG③】**

- 10 ○ 双葉郡の子供たち・保護者（避難している子供たちも含む）に対して、協議会の取り組
11 みを紹介する情報発信を行い、双葉郡独自の教育に対する期待値を高めると共に、各種
12 取組への参加を促し、結果的に郡内への帰還や中高一貫校への就学の後押しにつなげて
13 いく。
14 ○ 具体的には情報発信冊子「ふたばの教育」の年4回の発信、ホームページでの「ふるさ
15 と創造学」や地域復興の取組の情報発信、子供たちや保護者との対話を通じたコミュニ
16 ティ再生の場の設定（6-1子供未来会議の開催関係）を行う。

17
18
19

以上